

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達価額

なお、地方公営企業会計基準を適用している会計は、原則、取得原価となります。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

..... 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、会計年度末の退職手当の要支給額に相当する金額を計上しています。

③ 賞与等引当金

職員に対する期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支払に備えるため、翌年度支給見込額のうち本年度の負担すべき金額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金を計上しています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業、下水道事業及び病院事業については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

一般会計

診療所特別会計

斎場特別会計

天草四郎ミュージアム特別会計

国民健康保険（事業勘定）特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

病院事業会計

下水道事業会計

電気事業特別会計

（2）出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間中における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間が設けられていない会計と出納整理期間が設けられている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（3）財務書類の表示単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。